

業務委託設計書

設計	検算	検算	照合	専門員	課長補佐	課長

第 号								
令和 8 年度	会計名 一般会計	款 土木費	項 公園墓園費	目 公園墓園維持費	所属 西区維持管理課	設計 8.1	提出 8.1	請負 一般競争
業務金額(単価契約限度額) 金 _____ 円		業務名 西区太田川緑地仮設便所設置その他業務(単価契約)			業務場所 西区横川新町ほか		工期 日開 契約締結日から令和9年3月31日まで	
施行理由： 本業務は、太田川緑地（左岸側-3か所、右岸側-1か所）に仮設便所を設置し、緑地利用者の利便性を図るものである。								
設計概要 _____ 記 _____ _____ 別紙内訳書のとおり _____ _____ _____ _____								

(乙)

工 種	形 状・寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接業務費計						
共通仮設費計		式	1.00			
現場管理費		式	1.00			
業務原価						
一般管理費		式	1.00			
一般管理費	(契約保証費)	式	1.00			
業務価格						

第 1 号代価表

仮設便所設置・撤去

(1 基 1 回当たり)

内 訳

工 種	種 別	形状寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
仮 設 便 所	リース	簡易水洗 無臭・大小兼用	回	1.00			
(清掃、給水、防臭液(1本)補充、							
予備水(注水済ポリタンク(40L))、運搬費、諸雑費を含む)							
計							

仕 様 書

本業務は、公園緑地等維持管理標準仕様書（令和 8 年 1 月改訂（平成 2 3 年 1 月制定）広島市都市整備局緑化推進部）により施行すること。

特記仕様書

- 1 本業務は、西区太田川緑地において仮設便所の設置及び撤去を行うものである。
- 2 施工箇所は別紙図面のとおりとする。
- 3 本業務の実施は、発注者の指示によるものとするが、作業時期は原則として次の(1)、(2)アのとおりとする。
 - (1) 設置および撤去
 - A-1、A-2 箇所は、火曜日の午後に設置し、翌月曜日に撤去する。また、金曜日に給水タンクを点検し、必要に応じて補給する。
 - B、C箇所は、出水期において、金曜日に設置し、翌月曜日に撤去、渇水期においては、常時設置とする。なお、12月第3週～2月末は設置しないこととしているが、1月第2週については地元町内会の行事で緑地を利用するためB箇所に2基、設置・撤去すること。
 - なお、月曜日が祝祭日にあたる場合は、祝祭日の翌日、金曜日が祝祭日にあたる場合は、祝祭日の前日に作業を行う。
 - 特に、台風等の悪天候時には、設置しないことや緊急撤去の場合があるので、事前に発注者の指示に従うこと。
 - (2) 清掃（B、C箇所のみ）
 - ア 渇水期における常時設置期間中の毎週金曜日に行う（設置当日は除く）。なお、金曜日が祝祭日にあたる場合は、祝祭日の前日に作業を行う。
 - イ 清掃作業中は、その旨を示す表示板を掲げ、利用者に一時使用禁止であることを知らせること。
 - ウ 便所内のごみ等を除去し、清潔な環境を保持すること。
 - エ 便器に付着した汚物等は、これを除去し清水ですすぐこと。また、汚れがひどい場合には薬品等を使用して、きれいに除去し十分に洗い流すこと。
 - オ 天井・壁その他に付着した汚物は、これを除去し清水で洗い流すこと。
- 4 仮設便所設置時においては、利用者に不快感を与えないように十分注意して清掃・消毒・点検等を行うこと。
- 5 受注者は、その責に帰すべき理由により第三者に損害を与えた場合には、賠償の責を負わなければならない。
- 6 仮設便所は、簡易水洗・無臭式（大小兼用）とする。なお、A箇所については、本市が支給する洋式便座を設置すること。
- 7 本仕様書に明記のない事項及び疑義を生じた場合については、発注者と協議のうえ決定するものとする。

【参考】仮設便所



